

- I 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは・・・3
 - 1 ペットフードの安全確保の体制・・・3
 - 2 基準・規格の設定・・・6
 - 3 事業者の届出と帳簿の備え付け・・・8
 - 4 立入検査と罰則・・・9
- II ペットフードの与え方と取扱い・・・10
 - 1 市販のペットフードの選び方・・・10
 - 2 ペットフードの取扱方法・・・10
 - 3 ペットフードを与えるときに注意すること・・・11

ペットフード安全法の制定までのあゆみ

近年、ペットは家族の一員として飼われ、多くの飼い主が市販のペットフードを与えています。そんな中、平成 19 年の春に、有害物質（メラミン）が混入した原料を用いて製造されたペットフードにより、米国で犬・猫の大規模な健康被害が発生しました。

問題のペットフードは日本にも輸入されていましたが、販売業者の自主回収により、健康被害の発生は、幸いにも回避することができました。

以前より、業界団体も自主的にペットフードの安全を守る取り組みを続けてきましたが、この問題を契機に、国内で販売されるペットフードそのものを規制する法律がないことへの不安が高まりました。

そこで誕生したのがペットフード安全法です。平成 21 年 6 月 1 日に、環境省と農林水産省共管のもと、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）」として施行され、その後も安全性に関する基準・規格等の検討が続けられています。